

TOPICS



小規模企業振興基本法が成立し、 経済産業省組織令の一部が改正 経済産業省

平成26年6月20日、小規模企業振興基本法（小規模基本法）が成立し、6月27日に公布・施行されました。

同法は、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針等を定めるとともに、国・地方公共団体の責務を明確にし、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。概要や基本原則は次のとおりです。

概要

小規模企業の振興の基本原則として、小企業者（概ね従業員5人以下）を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の

維持等を含む「事業の持続的発展」を位置付ける。

小規模企業施策について5年間の基本計画を定め、政策の継続性・一貫性を担保する仕組みを作る。具体的には、小規模企業者による①需要に応じたビジネスモデルの再構築、②多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出、③地域のブランド化・にぎわいの創出等を推進すべく、これらに対応した基本施策を講じる。

基本原則

①小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、小企業者を含む小規模企業について持続的な発展を図る

②小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援する

また、平成26年6月10日に、経済産業省の所掌事務の確な遂行を図るため、経済産業省組織令の一部を改正する政令が閣議決定され、7月1日に施行されました。小規模事業者への支援体制強化を目的として、経営支援部の再編が内容として盛り込まれています。

組織再編の概要（経営支援部）

小規模企業振興課（新設）

新事業促進課
創業・技術課



創業・新事業促進課
技術・経営革新課

詳細につきましては、経済産業省のホームページをご参照ください。

不当景品類及び

不当表示防止法改正

消費者庁

同法は、商品やサービスの品質、価格や内容等を偽って表示をする

ことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐため、景品の最高額を制限することにより、消費者の利益を保護することを目的としています。

平成26年6月6日に改正する法律が成立し、6月13日に公布されました。施行日は、公布の日から6か月以内とされています。

主な改正内容は次のとおりです。

主な改正内容

- ①行政の監視指導体制強化
 - ・消費者庁を中心とする国における体制強化
 - ・都道府県知事の権限強化
- ②事業者の表示管理体制の強化
- ③課徴金制度の導入に係る検討規定（改正法施行後1年以内に検討し、必要な措置を講じる）

詳細につきましては、消費者庁のホームページをご参照ください。